

仕 様 書

1 調達背景及び目的

感染症対策として小中学校の各教室等の換気を行っているところだが、空気環境は室内の人数の影響等で変動することから、一定の基準で換気ができるよう、室内の二酸化炭素濃度を換気の指標とし、適切な頻度の換気を行おうとするものである。

2 調達物品名

二酸化炭素濃度計

1 式

- ・ 本体重量 200 g 以内
- ・ 卓上用（背面スタンド）壁掛け可能
- ・ DC5V USB ケーブル使用 MiniUSB 接続・AC アダプター付属
- ・ 取扱説明書

3 基本要件について

(1) 導入時期

今回調達する二酸化炭素濃度計は、上記の項目で構成され、各々各項目の要件を満たすこと。納入する装置及び周辺機器等は、令和3年9月30日（木）までに搬入設置調整を完了し、運用を開始できるものとする。

(2) 納入場所

奥州市内小中学校及び数量

学校名	個数	学校名	個数	学校名	個数
水沢小学校	24	藤里小学校	4	胆沢愛宕小学校	7
水沢南小学校	26	伊手小学校	6	衣川小学校	9
常盤小学校	26	人首小学校	4	衣里小学校	8
佐倉河小学校	13	木細工小学校	4	水沢中学校	19
真城小学校	11	玉里小学校	7	東水沢中学校	15
姉体小学校	14	梁川小学校	5	水沢南中学校	21
羽田小学校	9	広瀬小学校	7	江刺第一中学校	20
黒石小学校	6	稲瀬小学校	9	江刺南中学校	6
岩谷堂小学校	25	前沢小学校	27	江刺東中学校	7
江刺愛宕小学校	13	胆沢第一小学校	15	前沢中学校	14
田原小学校	5	南都田小学校	12	胆沢中学校	16
大田代小学校	4	若柳小学校	9	衣川中学校	10
				合計	437

(3) 入札額

入札額は、消費税を含まない金額とし、納入から運用開始までの一式の費用（本体他付属品の費用、搬入・設置計画及び調整、学校職員への使用方法の説明他必要項目に要する費用）とする。

4 技術的要件について

- (1) 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術要件」という）は次項以降に示すとおりである。

(性能・機能の要件)

二酸化炭素濃度計は、以下の要件を満たすこと。

- ・二酸化炭素測定方法 NDIR（非分散赤外線吸収方式）デュアルビームセンサー
- ・測定範囲 400～3,000 ppm
- ・測定精度 ±80 ppm (0～2,000ppm)
- ・LED表示 緑：<800 ppm、黄：800～1,000 ppm、赤：>1,000 ppm
- ・アラーム 1000ppm 以上で鳴動、1000ppm を下回れば鳴動停止、消音機能有り
- ・温度℃・湿度%も測定・表示できること

(性能・機能以外に関する要求要件)

検品対応が以下の通りであること。

検品について：国内検品にて全数検品済み（動作確認済み）の製品に限る。

- (2) その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

ア 備品設置関連事項は以下の要件を満たすこと。

- ・備品は学校の指定する場所に設置すること。
- ・備品を搬入する際には、必要に応じて本体を分割（分解）すること等を考慮して搬入すること。また、搬入ルートについては、事前に確認し学校に了解を得ること。
- ・搬入の際には、施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要に応じて基本養生以外の納入経路に追加養生等を施すこと。また、万一、学校の建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること
- ・設置は、納期、工事期間のスケジュールの打ち合わせを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。
- ・上記4項目に関し記載無き事項、不明瞭な事項は受注者の責任で必要な措置を講じること。

イ 保守体制は以下の要件を満たすこと。

- ・納品後 1 年間は無償保証とし、通常の状態の下で使用したにもかかわらず、故障・損傷等が発生した場合は、無償で物品の修理・交換を行うこと。
- ・県内に事業所、販売拠点、又は代理店を有し、迅速にサポートできる体制であること。
- ・調整・修理等全ての作業は、その作業内容をその都度担当者に報告すること。

ウ 教育体制は以下の要件を満たすこと。

- ・製品の設置及び調整終了後、指導者を派遣し、取扱説明を行うこと
- ・製品稼動後も必要に応じて指導者を派遣し、取扱説明を行うこと。
- ・取扱説明については、指定する日時、場所で行うこと。
- ・取扱いマニュアルは、各日本語版を 3 部以上提供すること。

エ その他、以下の要件を満たすこと。

- ・設置に関し、必要な場合には耐震対策を講じること。
- ・受注後、担当者、学校及び納入業者との連絡を密にし、備品設置（導入）に関わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- ・契約締結後に新たに必要と思われる周辺備品が生じた場合は、受注者は、協議に応じること。
- ・無償保証期間は製品引渡し後 1 年間とし、期間中に生じたトラブルは十分把握し期間終了前に完全な機能状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し承認を受けること。
- ・その他、当仕様書に記載のない事項については適宜協議に応じること。